



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年7月13日火曜日 第2183号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林予定森林を変更する旨の通知.....	524
建設業者の許可の取消し.....	525
開発行為に関する工事の完了.....	525
権限代行による道路の区域変更(一般国道440号).....	525
土地改良区役員の就退任の届出.....	525
土地改良区の定款変更の認可.....	526

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(3件)..... 526

## 告 示

### ○愛媛県告示第808号

保安林予定森林にする旨の通知(平成21年11月愛媛県告示第1349号)に係る保安林予定森林を次のように変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月13日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市井内字カキヤマ乙377の11、乙377の12、字ゴボサコ乙400の1、乙400の3、字惣林甲1923、甲1924の1、字牛房坂甲1925

#### (2) 指定の目的

水源のかん養

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゴボサコ乙400の1・乙400の3・字惣林甲1923・甲1924の1・字牛房坂甲1925(以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市下林字タテワリ丙186の3、丙187の1、丙187の2、丙188、丙190、丙192の1、丙192の2、丙193の1から丙193の5まで、丙195の1、丙196の2、丙196の6、丙196の18

#### (2) 指定の目的

水源のかん養

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タテワリ丙186の3・丙187の1・丙187の2・丙188・丙192の1・丙193の1・丙193の2・丙195の1・丙196の6・丙196の18(以上10筆について、次の図に示す部分に限る。)、丙196の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市上唐川字西八ダ甲406、字向ヒ甲407、字突鼻乙641、乙642の1、乙643、乙645の1、乙647、乙661の1、乙663の3、乙663の4、乙663の7

#### (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 4(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町七折72、74の2、1094、1099、1100

#### (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第809号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般19)第8578号	平成19年 12月13日	乗松設備(有)	乗松 正志	松山市久保7-2	平成22年 6月1日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特18)第10296号	平成18年 10月19日	(株)公越	越智 昭三	松山市衣山3-6-8	平成22年 6月2日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゆんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特18)第1152号	平成18年 6月15日	末広工業(株)	松永 公一	伊予郡砥部町玉谷411	平成22年 6月14日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般17)第8986号	平成17年 12月23日	(有)富岡建設	富岡 五月	松山市森松町720	平成22年 6月16日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般19)第11582号	平成19年 6月25日	小河木工所	小河 正一	伊予市下吾川516-5	平成22年 6月17日	内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般17)第14568号	平成17年 8月4日	(有)サンテム	阿部 公子	松山市今在家1-8-28	平成22年 6月28日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第810号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 7月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建(開)第17号 平成22年 7月 5日	伊予郡松前町大字東古泉字泉ノ向井162番5	伊予郡松前町大字神崎816番地4 シャン・ド・フルール101号 早 瀬 啓 真

○愛媛県告示第811号

四国地方整備局長から道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のように変更した旨の通知があった。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5668番2から 同字横野8094番1まで	旧	メートル 37~21.8 13.0~93.0	キロメートル 9.143 2.762	
			新	37~38.2 10.7~93.0	9.143 2.762	

○愛媛県告示第812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 7月13日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役 員 の 種 類	氏 名	住 所

理 事	山 下 良 征	宇和島市遊子1360番地
"	岡 野 昇	宇和島市笹町2丁目1番10号

退 任

役 員 の 種 類	氏 名	住 所
理 事	泉 雄 二	宇和島市津島町高田丙157番地1
"	森 忠	松山市今在家2丁目5番13号

## ○愛媛県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津島町中央土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 7月13日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 6月17日	特定非営利活動法人えひめ消費者ネット	塩 見 修 身	松山市北梅本町859番地の4	この法人は、消費者としての県民に対して、その利益を擁護するため、消費生活相談や消費生活に関する情報を収集・提供する事業等を実施し、もって県民の消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 6月23日	特定非営利活動法人愛媛県ディスプレイ協会	田 坂 信 一	松山市北井門5丁目21番11号	この法人は、地域の高齢者及び青少年に対して、「生涯スポーツ」に関する事業を行い、高齢者には交流と健康・生きがいつくり、青少年には健全育成と地域の人達の親睦を図り地域活性化に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 6月29日	特定非営利活動法人グループホーム風花	森 一 哉	松山市来住町1057番地 1	この法人は、高齢者に対し、地域の皆様の活力・能力を生かした多様な支援活動を展開するとともに、少子高齢化・核家族化社会を背景とした老人の痴呆に関する様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うほか、保健・福祉・医療・社会教育・人権等様々な分野で活動している個人や団体とのネットワーク化を図ることにより、高齢者が安心して暮らせる環境及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。